

# 平成 27 年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画

社会福祉法人 誠和会

## 1. はじめに

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では即応できない方で、経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

## 2. コミュニティーソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、本会にコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に

対応し、課題の解決に努める。

### 3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したコミュニティーソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティーソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

### 4. 研修会への参加

コミュニティーソーシャルワーカーは、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会に参加する。

- ①コミュニティーソーシャルワーカー養成研修会
- ②事業実施法人連絡会議
- ③相談援助技術研修会（事例検討会）